

様式第七号（第二十一条関係）

(表)

第 号

年 月 日発行

身 分 証 明 書

氏名

年 月 日生

写

上記の者は、日本農林規格等に関する法律第66条第1項から第5項までの規定による立入検査及び質問をする職員であることを証明する。

真

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

(裏)

日本農林規格等に関する法律（抄）

(立入検査等)

- 第65条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認証機関若しくはその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、認証に関する業務に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者若しくはこれらの人とその事業に關して関係のある事業者に対し、格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録試験業者若しくはその業務に關して関係のある事業者に対し、試験等に関する業務に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 4 内閣総理大臣又は主務大臣（第61条第1項の内閣府令・主務省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第59条第1項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者若しくはその者とその事業に關して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者は場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 5 主務大臣は、第68条の規定の施行に必要な限度において、同条第1項の表示を行った者若しくはその者とその事業に關して関係のある事業者に対し、その表示に關し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者は場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に關する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 6 前各項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 7 第1項から第5項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- （センターによる立入検査等）
- 第66条 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認証機関又はその登録認証機関とその業務に關して関係のある事業者の事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 2 農林水産大臣は、前条第2項の場合において必要があると認めるときは、センターに、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの人とその事業に關して関係のある事業者の場、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付、外国格付の表示若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 3 農林水産大臣は、前条第3項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に關して関係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 4 農林水産大臣は、前条第4項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、第59条第1項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又はその者とその事業に關して関係のある事業者の場、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 5 農林水産大臣は、前条第5項の場合において必要があると認めるときは、センターに、第68条第1項の表示を行った者又はその者とその事業に關して関係のある事業者の場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に關する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。
- 6 農林水産大臣は、前各項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 9 第1項から第5項までの規定による立入検査又は質問について、前条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 第81条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。
- 二 第65条第1項から第5項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第5項まで若しくは第60条第1項から第5項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。